

議案第 5 号

我孫子市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

性別を問わず多様性を認め合う社会づくりに向けた取組を市民と協働してより積極的に進めていくため、男女共同参画に関する事務を企画総務部から市民生活部に移管するため提案するものです。

## 我孫子市行政組織条例の一部を改正する条例

我孫子市行政組織条例（昭和48年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事務分掌)	(事務分掌)
第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。	第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。
(1) 企画総務部	(1) 企画総務部
アからオまで 略	アからオまで 略
<u>カ</u> 略	<u>キ</u> 略
<u>キ</u> 略	<u>ク</u> 略
<u>ク</u> 略	<u>ケ</u> 略
<u>ケ</u> 略	<u>コ</u> 略
<u>コ</u> 略	<u>サ</u> 略
<u>サ</u> 略	<u>シ</u> 略
<u>シ</u> 略	<u>ス</u> 略
<u>ス</u> 略	<u>セ</u> 略
(2) 略	(2) 略
(3) 市民生活部	(3) 市民生活部
アからウまで 略	アからウまで 略
<u>エ</u> <u>男女共同参画に関すること。</u>	
(4)から(8)まで 略	(4)から(8)まで 略

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。